

夏の奨学金登録FAQ

(電話対応マニュアル)

夏の奨学金登録の対象は、学部生と 2026 年 9 月入学の大学院生のみです。

□ 本年度奨学金登録について

申請方法は、課程によって以下のとおりです。大学院の在学生は奨学金登録できません。

・学部在学学生 : 「在学学生(2026 年 4 月入学者含む)」

⇒ MyWaseda の「奨学金申請(奨学金登録票(A))」画面からの申請

・学部生・大学院新入生: 「新入生(2026 年 9 月入学の新 1 年生)」

⇒ 受験ポータルサイト「UCARO(ウカロ)」からの申請

(申請方法)

⇒ 「UCARO」の「奨学金申請ページログイン情報を印刷する」をクリックし、PDF を印刷する。

そのファイルに記載されたログイン情報から申請画面にアクセスできます。

※専用サイトへログインいただいた後の手続きは Challenge 掲載のとおりです。

□ 登録票(A)のシステムについて

入力・申請方法

Q. WEB 申請確定後に誤りがみつかったのですが、どうやって訂正すればよいですか？

A. 電話やメールで問い合わせがあった場合には、全て自動解除申請のFormsへ誘導をお願いします。奨学課WEBサイト(TOPICS)に解除申請の案内を掲出しています。こちらのページを案内ください。

[早稲田大学 奨学課](#)

https://www.waseda.jp/inst/scholarship/assets/uploads/2026/07/2026summer_kakutei_kaijyo.pdf

なお、奨学金登録期間の締め切り直前になりましたら、電話対応も受け付ける予定ですので、その場合は以下の対応をお願いします。※電話対応を開始するタイミングは、登録担当よりお声がけいたします。

★手動で確定解除をする場合

A. 奨学課にて「申請確定解除」を行いますので、しばらく経ってからもう一度ログインして訂正、再度 WEB 申請確定後、「奨学金登録票(A)」をダウンロードして印刷してください。

※申請確定解除方法

MyWaseda ログイン後、

上部メニュー「業務」

→ 左側メニュー 「奨学金関連」

→ 「申請確定解除(奨学課)」

(在学生の場合、「学籍番号」に入力後、「在学生検索」をクリック、)
(新入生の場合、「学部コード」「受験番号」に入力後、「新入生検索」をクリック、)
「奨学金申請情報」画面の最下部までスクロールし、「確定解除」をクリック

※申請確定解除をされたら、下記フォルダに保管の excel に、対応日の日付、在学生の「学籍番号」or 新入生の「学部コード」「受験番号」、学生氏名を記入願います。

[202607_申請確定解除対象者.xlsx](#)

Q. 【新入生のみ】「奨学金登録票(A)」STEPⅠ 基本情報入力の際、氏名がカナ表記となり、性別および生年月日は表示されませんが、どうすればよいですか？

A. 新入生の場合、システムの仕様上、氏名はカナ表記、性別および生年月日は非表示となりますが、そのまま結構です。修正は不要です。赤字で訂正していただいても問題ありません。

Q. 奨学金登録票(A)の入力時に、海外に住んでいる両親の郵便番号、電話番号、携帯番号が入力できません。

A. 郵便番号は、「000-0000」で入力してください。

電話番号・携帯番号は、国番号や半角記号を含めて、半角 20 字 (桁) まで入力できますので、もう一度入力してみてください。それでもエラーとなる場合は、空欄のままで結構です。

(郵便局が一般的に公開している日本国内の郵便番号ではない数字や空欄のまま入力された場合は入力確定できずエラーとなる仕様。)

(電話番号の半角「-」「+」「()」の記号も含めて、半角 20 字 (桁) までは入力できる仕様。)

Q. 奨学金登録票(A)をスマートフォンやタブレットから正常に入力できません。

A. PCから入力してみてください。

Q. 入力をPCから行っていますが、正常に入力できません。

A. ブラウザによっては正常に入力できない場合がありますので、Microsoft Edge や Firefox や Google Chrome など、他のブラウザを使用して入力してください。

□奨学金登録票(A)の成績記入欄(高校)について※Ⅰ年生のみ(2026年4月入学含む)

Q. Ⅰ年生(2026年4月入学を含む)は高等学校成績記入欄に記入・押印をしてもらう必要はありますか？

A. 夏の登録であっても、Ⅰ年生は高校による成績記入・押印が必要です。

Q. どうしても高校でA票に直接記入・押印をしてもらうことができないのですが？

A. 出身高校が発行した調査書もしくは成績証明書を添付してください。評定平均値が記載されているものを提出してください。

Q. 高校卒業後5年以上経過しているため、成績を証明してもらうことができないのですが？

A. 成績記入欄に「卒業後5年以上経過」と書いてください。成績証明は要りません。

Q. 海外の高校を卒業しているのですが、成績の証明書も要りますか？

A. 卒業証明書だけで結構です。成績証明書の提出は任意とさせていただきます。

なお、英語以外の言語の場合は、本人が簡単な日本語訳を作成し、添付してください。

□家族構成について

Q. 単身赴任している父、離れて暮らしている祖父母は、「生計を一にする」家族に入りますか？

A. 生計を一にするとは、以下の1・2の場合です。（学部版 Challenge P.27 に記載）

①同一の家屋に住み、家計が1つの場合

②勤務・就学・療養の都合上、日常の起居を共にしていなくても生活費・学費・療養費等の送金
常に行われている場合（単身赴任など）

F 次の場合は、「生計を一にする」には該当しません。

○二世帯住宅の場合

○同居していても独立して収入があり、生活費すべてを明確に区別し賄っている場合

※A票の「就学者・未就学者を除く家族」欄に記載した全ての人の所得証明書が必要です。

□書類提出・締切・不備対応について

Q. 収入に関する書類の一部が期日までに間に合わないのですが、どうしたらよいですか？

A. 提出期限は厳守です。奨学金登録期間内に家族全員分の収入に関する書類が完備できない場合、
揃っていない収入に関する書類以外の登録必要書類すべてを期間内に必ず提出してください。

不足書類については、可及的速やかに「不備書類在中」と封筒に必ず記入したうえで、郵送してください。

なお後日連絡用ハガキにて不備書類としてお知らせが届く場合があります。既に対応済（郵送・持参済）
の場合はその旨、お電話にてお知らせください。

Q. 郵送するときは、「書留」や「宅配便」で送ったほうが良いですか？

A. 特に「書留」や「宅配便」を使うことは義務付けていませんが、個別の到着確認にはお答えいたしかねますので、
「書留」や「宅配便」等、追跡機能のある送付方法がお勧めです。

なお、申請書類は「信書」にあたるため、メール便では送付できません。

Q. 登録書類を直接奨学課に持っていった方がいいですか？

A. 消印有効ですので、できる限り郵送での提出をお願いします。なお、どうしてもという場合は、奨学課業務取扱時
間内に、きちんと封筒に入れ、郵送可能な状態（後は切手を貼るだけ）の状態に整えたものでしたら、受け付け
ることができます。なお、受付時には、受付日が期間内であることがわかるように日付スタンプを封筒に押してく
ださい。

Q. 綴りこみの所定用紙を破損してしまいました。どうしたらよいですか？

A. 早稲田大学奨学課のホームページ「奨学金情報誌 Challenge などダウンロード」から PDF 版の Challenge を
参照し、ダウンロード・印刷できます。

Q. Challenge を取りに行くことができません。送ってもらえますか？

A. 奨学課ホームページからも電子データをダウンロード・印刷して使用可能です。

Q. 春に登録をしたのですが、その後父（母）が退職して家計が変わりました。夏の登録は必要ですか？

A. 同一年度内に再度登録する必要はありませんが、登録票A票の家計点を変更しますので、退職証明書（コピー可）と本人の印鑑・学生証を持って、事務所開室時間に奨学課に来てください。

（単に給与が下がった、ボーナスがなくなった等は原則として家計点変更の対象にはなりません。ただし、リストラや、著しく給与が減少した場合等は、機構緊急採用に該当する場合があります。）

Q. 締切日（消印有効）までに書類の提出が間に合いません。

A. 揃っている書類だけでも締切内にご提出ください。期日内には何も書類提出がなく、期日外に提出した場合は期間外として申請は無効となります。その場合、少なくとも奨学金登録票（A）だけは同封してください。登録票（A）を評定平均値記入のために高校に預けてしまう場合は、入力後ダウンロードして印刷した登録票（A）のコピーを期日内に郵送し、後日可及的速やかに原本を送付してください。

□提出する所得に関する証明書

所得証明書

Q 所得証明書の収入・所得金額が“**”等の記載となっており、金額が明記されていません。**

A 収入・所得金額が“****”等、目隠しされているものは不可です。無収入の場合も所得「0」と明記されていることが必要です。**提出する証明書は、「令和8年（令和7年分）の課税（非課税）証明書」となります**

退職証明書

※退職や転職などで収入が減少したため例外的な対応を希望する場合のみ必要な書類です。

もし例外的な対応を希望しない場合は、提出の必要はありません。例外的な対応を希望する場合に回答ください。

Q. 父親が8月末に退職予定です。退職証明書の提出が間に合わないのですが？

A. 勤務先発行の「退職予定証明書」を提出してください。ただし、退職予定は6か月以内のものとします。

Q. 退職証明書を紛失してしまいました。パートなので提出しなくてもよいですか？

A. いいえ。収入がなくなった事実を確認するために退職証明書は必要です。

退職した年の源泉徴収票や離職票（退職年月日の記載がある証明書）を提出してください。

派遣社員・パートなどの場合、契約が終了したことが分かるもの（源泉徴収票の退職欄に「○」があり退職年月日が記載されている等）でも結構です。

なお、それら契約が終了したことが分かるものがどうしてもない場合は、本学書式の「取得不可能な証明書に関する申告書」を提出してください。

Q. 単発アルバイトやアルバイトの掛け持ちを何度かしていました。退職証明書が出ません。

A. 【父母の場合】

所得証明書、収入に関する生活状況報告書（申告）及び「取得不可能な証明書に関する申告書」を退職証明書の代わりとして提出してください（源泉徴収票の退職欄に「○」、退職年月日の記載があればそれで構いません）。（他の収入があっても）今年確定申告などをされている場合や、令和7年分の源泉徴収票がある場合は、そちらも併せて提出してください。（コピー可）

A.【大学院生の場合】(本人)

単発アルバイト等で「退職証明書」や「源泉徴収票」を勤務先から取り寄せることができない場合は、**Challenge 巻末綴込「取得不可能な証明書に関する申告書」**を提出してください。現在無収入の場合は収入に関する生活状況報告書、現在他のアルバイトをしている場合は、(大学院版 ChallengeP.31 以降参照)該当するすべての書類を提出してください。

海外在住者の場合

Q. 昨年、父の転勤で両親が海外に在住していたので市役所で父母の所得証明書を取得することができません。どうしたらよいですか？母は専業主婦です。

A. (令和 8 年(2026 年)1 月 1 日時点で日本に在住していなかった場合、令和 8 年度(令和 7 年分)課税(非課税)証明書は発行されません。

勤務先に**2025 年中の総収入を証明する書類**(控除前の収入金額を円換算で記載、日本語訳添付)を作成してもらい、提出してください。また、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与および扶養関係の記載も必要となります。なお、2025 年の途中で帰国され、勤務先から令和 7 年(2025 年)分源泉徴収票が発行されている場合は、源泉徴収票と直近の給与明細も併せてご提出ください。お母(父)様については、上記の証明書に被扶養者として記載があることと、収入に関する生活状況報告書(配偶者の収入にチェック)の提出が必要です。

なお、お母(父)様が日本に在住していた場合は、所得証明書(非課税証明書)および該当する書類の提出が必要です(学部 Challenge P.33 以降参照)。転職や退職などで収入が減少し例外的な対応を希望する場合には、学部版 ChallengeP.33「2-7-2」に記載の該当する証明書を提出してください。

源泉徴収票

※退職や転職などで収入が減少したため例外的な対応を希望する場合のみ必要な書類です

もし例外的な対応を希望しない場合は、提出の必要はありません。例外的な対応を希望する場合に回答ください。

Q. 父母ともに給与収入しかないので、令和 7 年分源泉徴収票だけを出せばよいですか？

(もしくは、所得証明書だけではダメなのですか？)

A. いいえ、令和 7 年(2025 年)分の源泉徴収票(もしくは確定申告書一表・二表のコピー)と最新の課税証明書の両方を提出してください。課税証明書は、所得の種類を確認するために全員提出が必要な書類です。※令和 7 年分の所得証明書は、今年の 6 月くらい(自治体により異なる)に発行される。2026 年度の夏の登録では最新の所得証明書は令和 8 年度(令和 7 年分)の内容になる。

その他

Q. 母(父)はパートをしていますが、父(母)の扶養の範囲内なので主婦(夫)だと言っています。

それでも収入に関する書類は必要ですか？

A. 必要です。扶養の範囲内であっても、収入があることに変わりはありません。

学部版 Challenge(P33)を参照の上、該当する書類を提出してください。

Q 転職、退職(廃業)をしていますが、課税(非課税)証明書に比べて減収しました。この場合は「例外的な対応」を申請することはできますか。

A 例外的な対応を申請できるのは、「転職・退職などにより家計が急変した場合」に限ります。仮に収入が 2 年前よりも減収(目安 20~30%以上)している場合は、【例外対応希望願】を同封し、課税(非課税)証明書に加え、学部版

Challenge (P33 以降) に記載の該当書類を提出してください。

なお、例外的な対応を行うかどうかは提出された書類を基に当課にて判断しますので、結果的に「課税(非課税)証明書」の所得にて判定する場合があります。なお、判定結果に関する回答はできかねますのでご了承ください。

※休職や再雇用など、雇用形態が変わり減収したケースも該当します。

Q. 家のローン等の支払いが多くて家計が苦しいのですが、考慮されますか？

A. 考慮しません。借家の家賃が控除対象外であるのと同様、持ち家のローンは控除の対象外です

□国による修学支援新制度(多子世帯の授業料減免を含む)、JASSO 貸与奨学金について

Q 国の給付型奨学金、JASSO 貸与奨学金の申請方法等詳細を教えてください。

A 10月1日より、日本学生支援機構貸与奨学金と共に「国の修学支援新制度(給付奨学金および授業料減免)」の募集を行う予定です。9月中旬頃(日程未定)に奨学課WEBページを通じて周知いたします。なお、詳細は10月より所属の学部・研究科事務所で配布する募集要項をご確認ください。

▶給付型

[国による修学支援新制度 – 早稲田大学 奨学課](#)

[多子世帯の大学等の授業料等減免制度 – 早稲田大学 奨学課](#)

▶貸与型

[定期採用\(貸与型\) – 早稲田大学 奨学課](#)

【学部生対象】国による修学支援新制度(多子世帯の大学等の授業料等無償化含む)の授業料減免の適用を受けるには、日本学生支援機構の給付型奨学金に採用される必要があります。

(以降、随時更新)